

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施  
土地改良区の役員が退任し、又は就任した旨の届出  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
家畜改良増殖法による講習会等の実施
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公告 高圧ガス販売主任者免状に係る第一種販売主任者試験等の実施

## 告示

### 鳥取県告示第七十八号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整腹師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施するので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整腹師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第十条の規定により告示する。

昭和四十年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 試験の場所

学科試験 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

実地試験 鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

### 二 試験の日時

学科試験 昭和四十年二月二十五日 午前九時から

実地試験 昭和四十年二月二十六日 午前九時から

### 三 受験願書の提出期限

昭和四十年二月二十日

### 鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ

れ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、  
同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

千代土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 加藤 重蔵 鳥取市倭文

前田 光春 " 野寺

本城 英賢 " 上味野

荻原伊三郎 八頭郡河原町大字袋河原

木下 善蔵 " 布袋

木下 宇市 " "

荻原 熊治 " "

岩永 明 " "

滝本 茂 " 長瀬

西尾 久雄 " 稻常

谷口 甚一 鳥取市玉津

川口 由治 " 菖蒲

秋山 勝治 " 円通寺

有田 利久 " 赤子田

影田 和美 " 長谷

宮田 定男 " "

中村 隆春 " 倭文

森下繁次郎 " "

三浦平五郎 " "

西尾 経雄 " 横枕

高田 光雄 " "

原田 増蔵 " 向国安

近藤平八郎 " 竹生

森 芳正 " 上味野

森脇 嘉美 " 朝月

森本 寿美 " "

池沢 潔 " 下味野

中島 巖 " 源太

横山 英雄 " "

藤原 俊治 " 下味野

福田 石蔵	"	福部
川口 清春	"	服部
依藤 武雄	"	服部
西山 文美	"	菖蒲
中井 清治	"	菖蒲
三村 利夫	"	古海
西根 昭二	"	円通寺
山根 正則	"	円通寺
山根 辰治	"	国安
西村 定義	"	国安
監事 岸本郁太郎	八頭郡河原町大字袋河原	
近藤 寿雄	鳥取市赤子田	
寛 泰雄	下味野	
山本 哲雄	菖蒲	
磯部 金吉	円通寺	

昭和三十九年十二月二十日設立総代会の開催により退

任 就任した役員の名及び住所

理事 加藤 重蔵 鳥取市倭文四三ノ四

前田 光春 " 野寺五

森脇 嘉美 " 朝月五一

近藤 国蔵 八頭郡河原町大字布袋三三三ノ一

木下 善蔵 " 三〇六

荻原 静男 " 長瀬一九八

荻原伊三郎 " 袋河原二五八

岩永 明 " 二四五

岸本郁太郎 " 三一ノ二

西尾 久雄 " 稻常八五〇

田中 柳八 鳥取市服部二四一

松尾 鉄蔵 " 二四八

谷口 甚一 " 五津六一

秋山 勝治 " 円通寺二七七

大谷 兼一 " 二七八

松本 勇馬 " 八六九

有田 利久 " 赤子田四二〇

影日 和美 " 長谷五一九ノ三

塚本 友一 蚊屋  
 牛尾 英一 今在家  
 妹尾 孝通 二本木  
 井川 吉蔵 西伯郡淀江町大字佐陀  
 松田 肇 日吉津村大字富吉  
 山内 英明 日吉津  
 監事 若松 宗知 米子市古豊千  
 上場 近蔵 二本木  
 岡島 勉 西伯郡伯仙町河岡  
 小谷 憲三 淀江町大字佐陀  
 理事は昭和三十九年十二月十一日辞任のため退任  
 監事は昭和三十九年十二月十九日任期満了により退任  
 就任した役員の氏名及び住所  
 理事 種子 精一 米子市下新印一〇〇番地  
 山道 富二 西伯郡岸本町吉長三六六番地の一  
 富山常太郎 日吉津村大字富吉一〇三八番地  
 進 三千 淀江町大字佐陀一四八番地  
 船川 政雄 伯仙町河岡六〇九番地

中本 正治 尾高一四二六番地之二  
 池田 定夫 日吉津村大字日吉津三六〇番地  
 牛尾 英一 米子市今在家一二七番地  
 板金 一彦 浦津六六番地  
 高橋 十 上新印二九三番地  
 遠藤 欽也 蚊屋二七三番地の一  
 村瀬 秀治 二本木五六四番地  
 勝部 晃 西伯郡岸本町遠藤二三番地  
 小原 俊 米子市一部一二番地  
 監事 若松 宗知 古豊千三八番地  
 妹尾 孝通 二本木二八一番地  
 後藤 秀雄 西伯郡岸本町吉長三一六番地  
 井筒 正美 日吉津村大字日吉津三〇〇番地  
 番地昭和三十九年十二月二十二日臨時総代会において  
 総選挙の結果当選し昭和四十年一月五日就任 任期四年  
 米川土地改良区  
 退任した役員の氏名及び住所  
 理事 佐々木宮松 境港市中野町

宮田 定男 一五八ノ二  
 中村 隆春 倭文四〇八ノ三  
 森下繁次郎 一九九  
 三浦平五郎 二一七  
 本多 照夫 横枕三四〇  
 高田 光雄 四二二  
 林 正喬 向国安一三六  
 近藤平八郎 竹生七一ノ二  
 岸本 正富 上味野二六八  
 有田喜美雄 二八一  
 森本 寿美 朝月六五  
 横山 英雄 源太五一  
 坂本 竜 下味野五五一  
 中島 巖 四一六  
 森本 隆明 菖蒲三三三  
 川口 由治 三四七  
 中井 清治 二八八  
 本荘 幸延 古海一二二

監事 荻原 熊治 八頭郡河原町大字袋河原四〇三  
 山根 正則 鳥取市円通寺八七三  
 近藤 寿雄 赤子田三八二  
 寛 泰雄 下味野五四〇  
 三村 利夫 菖蒲四七〇  
 昭和三十九年十二月二十日設立総代会において総選挙  
 の結果当選し十二月二十八日就任 任期は昭和四十一年  
 三月三十一日まで  
 蚊屋井手土地改良区  
 退任した役員の氏名及び住所  
 理事 山道 富二 西伯郡岸本町吉長  
 勝部 光重 遠藤  
 船川 政雄 伯仙町河岡  
 小原 俊 米子市一部  
 奥田鉄太郎 赤井手  
 奥本 実雄 上新印  
 中原 茂 下新印  
 奥谷 納 浦津

松本	恒夫	渡町
渡辺	勇	森岡町
浜田	増太郎	外江町
足田	重利	
池淵	巖	花町
足立	只雄	上道町
竹下	虎義	竹内町
足立	復四郎	佐斐神町
永井	為栄	小篠津町
坂根	嘉重	米子市西三柳
中島	勘治	博労町一丁目
加藤	晴光	道笑町三丁目
仲田	寛一	観音寺
大東	利英	車尾
竹内	一夫	目久美町
二岡	慶三	安歩
永井	友美	西三柳
松田	宣之	上福原

安田	百隆	皆生
井上	光恵	東福原
清水	正朝	米原
湯沢	純平	彦名町
木村	活寿	
木村	賢	大崎
杵島	松太郎	大篠津町
大西	節夫	和田町
勇	慶正	富益町
渡部	義正	夜見町
中山	茂	観音寺
篠田	伊三郎	車尾
門脇	亀栄	境港市渡町
富谷	栄	竹内町

任期満了により退任

就任した役員の名氏及び住所

理事 渡辺 勇 境港市森岡町五五一の二  
松本 恒夫 渡町一一九五の一

足田	重利	外江町七六六
浜田	増太郎	三六二〇
池淵	巖	花町一四五
佐賀	省三	上道町八五〇
竹下	虎義	竹内町六六八
佐々木	宮松	中野町四一五
足立	復四郎	佐斐神町一二六〇
足立	要一	新屋町五五一
大東	利英	米子市車尾一四二三
加藤	晴光	道笑町三丁目九三
中島	勘治	博労町一丁目六三
中山	茂	観音寺二一一
吉井	泰治	大谷町九五
高橋	喜計	旗ヶ崎三七〇
坂根	嘉重	西三柳三四五八
永井	友美	二二八〇
安田	百隆	皆生四七
松田	宣之	上福原五七一

井上	光恵	東福原七八九の一
本田	勇	西福原三三四
木村	活寿	彦名町五〇五二
湯沢	純平	七〇三
木村	賢	大崎七八〇
本池	扶公	大篠津町一八四〇
安達	昭男	和田町二五六七
足立	顕徳	富益町三〇一五
渡部	義正	夜見町三八〇
杉林	長三郎	上福原一〇二二
篠田	伊三郎	車尾一二三
富谷	栄	境港市竹内町七七五
門脇	亀栄	渡町八七七

昭和四十年一月九日臨時総代会において総選挙の結果  
当選し一月二十一日就任 任期二年

鳥取県告示第八十号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

三月一日	三日	赤松
二月	四日	名和町
二月十九日	二月二十二日	日南町
二月二十二日	二月二十五日	野田、市場、原
二月二十三日	二月二十六日	溝口町
二月二十四日	二月二十七日	宇代、宮原
二月二十五日	二月二十八日	栃原、大坂
二月二十六日	二月二十九日	宇代、宮原
二月二十七日	三月一日	宇代、宮原
二月二十八日	三月二日	宇代、宮原
二月二十九日	三月三日	宇代、宮原
二月三十日	三月四日	宇代、宮原
二月三十一日	三月五日	宇代、宮原
二月三十二日	三月六日	宇代、宮原
二月三十三日	三月七日	宇代、宮原
二月三十四日	三月八日	宇代、宮原
二月三十五日	三月九日	宇代、宮原
二月三十六日	三月十日	宇代、宮原
二月三十七日	三月十一日	宇代、宮原
二月三十八日	三月十二日	宇代、宮原
二月三十九日	三月十三日	宇代、宮原
二月四十日	三月十四日	宇代、宮原
二月四十一日	三月十五日	宇代、宮原
二月四十二日	三月十六日	宇代、宮原
二月四十三日	三月十七日	宇代、宮原
二月四十四日	三月十八日	宇代、宮原
二月四十五日	三月十九日	宇代、宮原
二月四十六日	三月二十日	宇代、宮原
二月四十七日	三月二十一日	宇代、宮原
二月四十八日	三月二十二日	宇代、宮原
二月四十九日	三月二十三日	宇代、宮原
二月五十日	三月二十四日	宇代、宮原
二月五十一日	三月二十五日	宇代、宮原
二月五十二日	三月二十六日	宇代、宮原
二月五十三日	三月二十七日	宇代、宮原
二月五十四日	三月二十八日	宇代、宮原
二月五十五日	三月二十九日	宇代、宮原
二月五十六日	三月三十日	宇代、宮原
二月五十七日	三月三十一日	宇代、宮原
二月五十八日	三月三十一日	宇代、宮原
二月五十九日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十一日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十二日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十三日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十四日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十五日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十六日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十七日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十八日	三月三十一日	宇代、宮原
二月六十九日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十一日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十二日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十三日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十四日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十五日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十六日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十七日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十八日	三月三十一日	宇代、宮原
二月七十九日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十一日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十二日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十三日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十四日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十五日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十六日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十七日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十八日	三月三十一日	宇代、宮原
二月八十九日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十一日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十二日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十三日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十四日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十五日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十六日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十七日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十八日	三月三十一日	宇代、宮原
二月九十九日	三月三十一日	宇代、宮原
二月一百日	三月三十一日	宇代、宮原

三月一日	四月	大郷
二月	五日	豊実
二月十九日	六月	吉岡
二月二十二日	八月	明治
二月二十三日	九月	面影
二月二十四日	十月	米里
二月二十五日	十一月	神戸
二月二十六日	十二月	浦富
二月二十七日	一月	岩井
二月二十八日	二月	宇倍野
二月二十九日	三月	栃本
二月三十日	四月	福部
二月三十一日	五月	福部
二月三十二日	六月	勝部
二月三十三日	七月	中郷
二月三十四日	八月	日置谷
二月三十五日	九月	日置
二月三十六日	十月	和日
二月三十七日	十一月	春日
二月三十八日	十二月	大幡、幡郷
二月三十九日	一月	大幡、幡郷
二月四十日	二月	大幡、幡郷
二月四十一日	三月	大幡、幡郷
二月四十二日	四月	大幡、幡郷
二月四十三日	五月	大幡、幡郷
二月四十四日	六月	大幡、幡郷
二月四十五日	七月	大幡、幡郷
二月四十六日	八月	大幡、幡郷
二月四十七日	九月	大幡、幡郷
二月四十八日	十月	大幡、幡郷
二月四十九日	十一月	大幡、幡郷
二月五十日	十二月	大幡、幡郷
二月五十一日	一月	大幡、幡郷
二月五十二日	二月	大幡、幡郷
二月五十三日	三月	大幡、幡郷
二月五十四日	四月	大幡、幡郷
二月五十五日	五月	大幡、幡郷
二月五十六日	六月	大幡、幡郷
二月五十七日	七月	大幡、幡郷
二月五十八日	八月	大幡、幡郷
二月五十九日	九月	大幡、幡郷
二月六十日	十月	大幡、幡郷
二月六十一日	十一月	大幡、幡郷
二月六十二日	十二月	大幡、幡郷
二月六十三日	一月	大幡、幡郷
二月六十四日	二月	大幡、幡郷
二月六十五日	三月	大幡、幡郷
二月六十六日	四月	大幡、幡郷
二月六十七日	五月	大幡、幡郷
二月六十八日	六月	大幡、幡郷
二月六十九日	七月	大幡、幡郷
二月七十日	八月	大幡、幡郷
二月七十一日	九月	大幡、幡郷
二月七十二日	十月	大幡、幡郷
二月七十三日	十一月	大幡、幡郷
二月七十四日	十二月	大幡、幡郷
二月七十五日	一月	大幡、幡郷
二月七十六日	二月	大幡、幡郷
二月七十七日	三月	大幡、幡郷
二月七十八日	四月	大幡、幡郷
二月七十九日	五月	大幡、幡郷
二月八十日	六月	大幡、幡郷
二月八十一日	七月	大幡、幡郷
二月八十二日	八月	大幡、幡郷
二月八十三日	九月	大幡、幡郷
二月八十四日	十月	大幡、幡郷
二月八十五日	十一月	大幡、幡郷
二月八十六日	十二月	大幡、幡郷
二月八十七日	一月	大幡、幡郷
二月八十八日	二月	大幡、幡郷
二月八十九日	三月	大幡、幡郷
二月九十日	四月	大幡、幡郷
二月九十一日	五月	大幡、幡郷
二月九十二日	六月	大幡、幡郷
二月九十三日	七月	大幡、幡郷
二月九十四日	八月	大幡、幡郷
二月九十五日	九月	大幡、幡郷
二月九十六日	十月	大幡、幡郷
二月九十七日	十一月	大幡、幡郷
二月九十八日	十二月	大幡、幡郷
二月九十九日	一月	大幡、幡郷
二月一百日	二月	大幡、幡郷

て結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ  
 駆除のための投薬を実施するから家畜伝染病予防法（昭  
 和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛  
 の所有者に対して、検査及び投薬を受けることを命ずる。  
 昭和四十年二月十六日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的  
 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 結核病検査及びブルセラ病検査  
 牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育してい  
 る牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。  
 ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内  
 のもの及び分べん後十日以内のものを除く。  
 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬  
 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一  
 月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法  
 結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管  
 凝集法  
 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査  
 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施	期	日	区域	実施場所
一	次	二月十九日	淀江町	宇田川検査場
	二	二月二十二日	淀江	
		二十日	二十三日	大和
		二十二日	二十四日	大和
		二十三日	二十五日	大山町 高麗、長田
		二十四日	二十六日	大山町 名和町 光徳
		二十五日	二十七日	大山町 所子家畜保健衛生所
		二十六日	二十八日	所子検査場
		二十七日	三月一日	大山



八日	関金町	真野原、明高、今西、郡家、関金宿
二日	大栄町	西高尾、東高尾、下種
一日	赤碓町	向原、尾張
十一日	智頭町	埴師
十日	佐治村	新見
八日	佐治村	加瀬木
五日	鷹狩	鷹狩
四日	用瀬町	安蔵
三日	若桜町	中原検診場、家畜市場
二十五日	陰田	陰田
二十四日	福生、車尾	福生、車尾
二十三日	成実、巖	成実、巖
二十二日	五千石、尚徳	五千石、尚徳
二十日	加茂、五千石	加茂、五千石
十九日	米子市	春日、福米
二十七日	船越、福島	船越、福島
二十六日	大平原、荘	大平原、荘
二十五日	大坂、富江	大坂、富江

九日	東伯町	福永、山田、公文
十日	赤碓町	倉坂、三保
十日	東伯町	州、大父、金尾、高岡
十二日	赤碓町	矢下、上法万
十五日	倉吉市	上中村、太一垣、出上
十六日	東伯町	服部、上大立、下福田
十六日	赤碓町	杉下、森藤
十七日	三朝町	八幡、笠津
十七日	東伯町	坂本、片柴、横手
十九日	大栄町	平和
八日	東伯町	比山
九日	若桜町	大成、岩本谷
十日	用瀬町	池田、若桜
十日	郡家町	社
十五日	八東町	下私都
十六日	智頭町	丹比
十七日	郡家町	山形、智頭
十七日	郡家町	大御門

二十二日	用瀬町	大村
二十三日	八東町	別府
二十四日	佐治村	八東、安部
八日	郡家町	佐治村
八日	日南町	郡家
九日	大原、神戸	大原、神戸
十日	下花口、中野	下花口、中野
十一日	山根、福塚	山根、福塚
十二日	上石見、井原	上石見、井原
二十二日	下石見、大坂	下石見、大坂
二十三日	本山、霞	本山、霞
二十三日	中津合、矢戸	中津合、矢戸

鳥取県告示第八十一号  
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第三百九号）第十六条第二項第二号に規定する家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。  
 昭和四十年二月十六日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 牛についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験  
 (一) 講習会

二月二十二日	八時三十分から十四時三十分まで 十四時三十五分から十七時まで	生殖器官解剖 生殖器官解剖実習	開催地
--------	-----------------------------------	--------------------	-----

二月二十三日	八時三十分から十二時まで 十三時から十五時まで 十五時五分から十七時五分まで	関係法規 器具機械 消毒
二月二十四日	八時三十分から十七時まで	繁殖生理
二月二十五日	八時三十分から十時三十分まで 十時三十分から十四時二十五分まで 十四時三十分から十七時三十分まで	家畜改良と登録 胎生遺伝概論 発情鑑定実習
二月二十六日	八時三十分から十一時三十分まで 十二時三十分から十七時三十分まで	精子生理 精液精子検査法実習
二月二十七日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 種付けの理論
二月二十八日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 人工授精実習
三月一日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 人工授精実習
三月二日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 人工授精実習

東伯郡赤碕町  
鳥取県畜産試験場

二月二十三日	八時三十分から十四時二十五分まで 十四時三十分から十七時まで	生殖器解剖 生殖器解剖実習
二月二十四日	八時三十分から十二時まで 十三時から十五時まで 十五時五分から十七時五分まで	関係法規 器具機械 消毒
二月二十五日	八時三十分から十七時まで	繁殖生理
二月二十六日	八時三十分から十時三十分まで 十時三十五分から十四時二十五分まで 十四時三十分から十七時三十分まで	家畜改良と登録 胎生遺伝概論 発情鑑定実習
二月二十七日	八時三十分から十一時三十分まで 十二時三十分から十七時三十分まで	精子生理 精液精子検査法実習
二月二十八日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 種付けの理論

米子市阿三柳  
鳥取県中小家畜試  
験場

〔一〕 修業試験

東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場において三月三日八時三十分から十七時まで行なう。

二 豚についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験

〔二〕 講習会

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年二月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年二月二十五日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡東伯町大字光好四六一

自動車等運転者 池 口 允 三

2 西伯郡大山町上野二〇三

自動車等運転者 国 野 正 好

3 西伯郡淀江町大字西原六三八

自動車等運転者 金 山 靖 徳

4 米子市車尾一〇四九

自動車等運転者 藤 原 逸 宇

5 米子市万能町二

自動車等運転者 小 豆 沢 清 晴

6 米子市中島三七七の三

自動車等運転者 田 辺 金 男

7 米子市東福原大字大向 福原荘内

自動車等運転者 法 橋 幹 夫

8 米子市蚊屋三五四

自動車等運転者 田 平 正 志

9 米子市石井三二二

自動車等運転者 杉 井 重 信

10 西伯郡淀江町中間 村中方

自動車等運転者 田 中 重 勇

11 米子市道笑町一丁目五四

自動車等運転者 三 上 健 仁

12 日野郡江府町江尾一九四八

自動車等運転者 徳 岡 廉 三

三月 一日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 人工授精実習
三月 二日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 人工授精実習
三月 三日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精 人工授精実習

二 修業試験

米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場において三月四日八時三十分から十七時まで行なう。

三 手続及び受付期間

(一) 手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条に規定する書類(受講願書、履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本)を住所地を管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

(二) 受付期間

昭和四十年二月十六日から昭和四十年二月十九日まで

00565

公 告

13 養老市末広町三丁  
鳥取県労働局長 金 藤 隆 二  
14 徳島県徳島市二ノ宮二丁目  
田島市労働局長 安 田 繁 夫

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和39年度第3回高圧ガス販売主任者免状に係る第1種販売主任者試験及び第2種販売主任者試験を次のとおり実施する。  
昭和40年2月16日  
鳥取県知事 石 破 三 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの販売に関する法令の 高圧ガスの販売に必要な通常の 保安管理の技術	9.30~11.00 11.15~12.45
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの販売に関する法的 高圧ガスの販売に必要な基礎的 な保安管理の技術	9.30~11.00 11.15~12.45

2 試験期日及び場所  
(1) 期日 昭和40年3月28日(日曜日)  
(2) 場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続  
次の書類を鳥取市東町1-220鳥取県商工労働部商工課に提出してください。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」という。)別表第19の2の様式によること。

(2) 履 歴 書 規則別表第20の様式によること。

(3) 写 真 手札判台紙付きとし、出願前に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

第1種販売主任者試験を受ける者には700円、第2種販売主任者試験を受ける者には500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印をしないこと。

5 受験願書提出期間  
昭和40年3月1日から昭和40年3月15日まで  
6 受験票  
受験願書を提出した者には、受験票を交付する。